

平成 28 年度 国民健康保険税率の改正について

見附市の国民健康保険は、平成 25 年度の税率改正後 2 年間は税率を据え置いて運営してきましたが、財政状況の悪化から平成 27 年度の決算は赤字が見込まれます。また、1 人あたり医療費は増加傾向にあることから平成 28 年度以降の決算赤字額は増加が予想されます。

こうしたことから、今後も安定して国民健康保険を運営するため、平成 28 年度において国民健康保険税率の改正を行うものです。

なお、平成 29 年度においても、平成 28 年度の収支状況や平成 30 年度からの国民健康保険の広域化に係る国県の動きを踏まえ、必要に応じ、税率改正を検討することとします。

1. 決算の状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 【見込】	平成 28 年度 【推計】
歳入合計 A	3,957,339	4,065,249	3,939,579	4,372,624	4,342,834
うち国民健康保険税	730,522	817,030	757,775	711,430	683,629
うち基金繰入金 ①	59,000	0	0	0	0
うち前年度繰越金 ②	12,106	95,005	81,362	38,085	0
1 人あたり国民健康保険税	73	85	80	78	78
歳出合計 B	3,862,334	3,983,887	3,901,494	4,373,491	4,382,048
うち保険給付費	2,556,826	2,546,804	2,587,895	2,633,224	2,638,432
うち前年度繰上充用金 ③	0	0	0	0	867
1 人あたり保険給付費	257	263	275	291	300
歳入歳出差引 A - B ④	95,005	81,362	38,085	△ 867	△ 39,214
単年度収支 ④-①-②+③	23,899	△ 13,643	△ 43,277	△ 38,952	△ 38,347
1 人あたり歳入不足額	2	△ 1	△ 5	△ 4	△ 4
翌年度歳入繰上充用金	0	0	0	867	39,214

※ 平成 28 年度の国民健康保険税は現行税率で計算。

※ 繰上充用：会計年度経過後に歳入が歳出に対し不足するとき、翌年度の歳入を繰り上げて不足分に充てること。

2. 基礎データの推計

平成 28 年度の加入世帯数、被保険者数及び現年度分収納率は、過去 5 年の実績数値から推計します。

また、平成 28 年度の 1 人あたり保険給付費は、平成 27 年 12 月 25 日付け厚生労働省通知「平成 28 年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について（通知）」に基づき、過去 5 年間の給付費を被保険者数で割り、1 人当たりの額を算出した後、その伸率から推計します。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 【推計】
加入世帯数	5,691 世帯	5,606 世帯	5,539 世帯	5,472 世帯	5,361 世帯	5,289 世帯
被保険者数	10,111 人	9,956 人	9,667 人	9,418 人	9,060 人	8,801 人
1人あたり保険給付費	260,494 円	256,813 円	263,453 円	274,782 円	290,643 円	299,775 円
うち1人あたり医療給付費	258,512 円	254,799 円	261,539 円	272,813 円	288,788 円	297,885 円
現年度分収納率	96.09%	96.09%	96.42%	96.61%	96.50%	96.0%

3. 税率改正において考慮すべき事項

○ 賦課割合

応能割（所得額に応じた所得割額）と応益割（1人あたりの均等割額、世帯ごとの平等割額）の割合については、国が示す下表の標準割合を基本とします。

区 分	応能割	応益割		合計
	所得割総額	均等割総額	平等割総額	
医療分	50%	35%	15%	100%
後期高齢者支援金分	50%	35%	15%	100%
介護納付金分	50%	50%	-	100%

○ 平成28年度制度改正の概要

平成28年度に実施される下記の国保制度の改正を踏まえ、国保税額を試算します。

- ・ 課税限度額の引上げ
- ・ 減額の対象となる所得の基準の変更（低所得者に係る保険税軽減の拡充）

4. 国民健康保険税の必要額と不足額

(1) 国民健康保険事業に要する費用

項 目		平成 28 年度
1	保険給付費	2,638,432 千円
2	後期高齢者支援金等	469,270 千円
3	前期高齢者納付金等	331 千円
4	保険財政共同安定化・高額医療費共同事業拠出金	921,531 千円
5	介護納付金	176,240 千円
6	特定健康診査事業費	26,621 千円
7	その他事業費（事務費、人件費を除く）	66,514 千円
8	前年度繰上充用金	867 千円
合 計		4,299,806 千円

(2) 国保税以外の収入額

項 目		平成 28 年度
1	国庫支出金	861, 164 千円
2	療養給付費等交付金	139, 335 千円
3	前期高齢者交付金	1, 215, 439 千円
4	県支出金	188, 649 千円
5	保険財政共同安定化・高額医療費共同事業交付金	925, 038 千円
6	一般会計繰入金（事務費、人件費除く）	236, 825 千円
7	その他の収入（滞納繰越分、督促手数料、延滞金等）	33, 323 千円
合 計		3, 599, 773 千円

(3) 国保税収入必要額

【(1) 国民健康保険事業に要する費用 — (2) 国保税以外の収入見込額】

区 分	平成 28 年度
国保税収入の必要額	700, 033 千円

(4) 賦課総額

【(3) 国保税収入必要額 ÷ 予定収納率 (96%)】

賦課総額は、実際に賦課・課税すべき税額です。(100%収納できた場合の税額)

区 分	平成 28 年度
国保税の賦課総額	729, 201 千円

(5) 現行税率による賦課総額

現行の税率で課税した場合の賦課総額です。

区 分	平成 28 年度
国保税の賦課総額	688, 353 千円
1人あたりの額	78, 213 円

(6) 国保税賦課総額の不足額

【(5) 現行税率による賦課総額 — (4) 賦課総額】

区 分	平成 28 年度
国保税賦課総額の不足額	△ 40, 848 千円
1人あたりの額	△ 4, 641 円

5. 改正税率の設定

国保税賦課総額が 40,848 千円不足することから、この不足額を補うための税率改正が必要となります。

【医療分】

区 分		現行税率	改正税率	比較	増加額
応能割	所得割	6.8%	7.4%	0.6%	20,918 千円
応益割	均等割	22,700 円	23,100 円	400 円	1,893 千円
	平等割	18,000 円	18,100 円	100 円	147 千円
課税限度額		520,000 円	540,000 円	20,000 円	
				合 計	22,958 千円

【後期高齢者支援金分】

区 分		現行税率	改正税率	比較	増加額
応能割	所得割	2.5%	2.8%	0.3%	11,011 千円
応益割	均等割	7,900 円	8,400 円	500 円	2,754 千円
	平等割	6,200 円	6,300 円	100 円	259 千円
課税限度額		170,000 円	170,000 円	20,000 円	
				合 計	14,024 千円

【介護納付金分】

区 分		現行税率	改正税率	比較	増加額
応能割	所得割	2.3%	2.5%	0.2%	2,732 千円
応益割	均等割	13,500 円	14,100 円	600 円	1,134 千円
課税限度額		160,000 円	160,000 円	0 円	
				合 計	3,866 千円

【医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分】

	増加額
総合計	① 40,848 千円



現行税率による賦課総額	改正税率による賦課総額	賦課総額の不足額
688,353 千円	729,201 千円	② 40,848 千円

※ 上記の税率設定で、②の不足額を①の増加額で補うことができます。

6. 改正税率による増加額と改定率

改正後の税率で試算した1人あたり国保税額を平成27年度・本算定時の1人あたり国保税額と比較すると、1人あたり4,734円の増額で引き上げ率は5.2%のとなります。

また、税率改正に伴うモデル世帯の影響額は資料2のとおりです。

区 分	現行税率による税額	改正税率による税額	増加額	改定率
1人あたり	91,334円	96,068円	4,734円	5.2%
1世帯あたり	144,482円	152,107円	7,625円	5.3%

7. 他市（県内20市）との比較

平成27年度・本算定時の1人あたり国保税額を県内20市の中で見ると、見附市は低い方から2番目でした。

改正後の税率で試算した見附市の1人あたり国保税額を他市の平成27年度・本算定時の1人あたり国保税額と比較すると、低い方から8番目となります。

なお、20市中、7市（見附市を含む）が平成28年度の税率改正を予定しています。

※ 法定外繰入：本来、保険税で賄うべき支出の一部を一般会計からの繰入金で賄うこと。

8. 前回（平成25年度）の改正状況

区 分	増加額	改定率
1人あたり	17,387円	20.7%
1世帯あたり	26,416円	18.9%

税額モデルケース

※ ()内は月額

資料2

世帯所得額	区分		単身者(50歳代)		2人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代)		3人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代、子1人)		4人世帯(世帯主50歳代、配偶者40歳代、子2人)	
			現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
33万円以下	年税額	世帯	20,400円	21,000円	33,700円	34,600円	42,900円	44,100円	52,000円	53,500円
	増加額		600円 (50円)		900円 (75円)		1,200円 (100円)		1,500円 (125円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	20,400円	21,000円	16,850円	17,300円	14,300円	14,700円	13,000円	13,375円
	増加額		600円 (50円)		450円 (38円)		400円 (33円)		375円 (31円)	
	引上げ率		7割軽減	2.9%	7割軽減	2.7%	7割軽減	2.8%	7割軽減	2.9%
100万円	年税額	世帯	146,000円	155,000円	167,600円	177,500円	149,200円	158,600円	164,500円	174,300円
	増加額		9,000円 (750円)		9,900円 (825円)		9,400円 (783円)		9,800円 (817円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	146,000円	155,000円	83,800円	88,750円	49,733円	52,867円	41,125円	43,575円
	増加額		9,000円 (750円)		4,950円 (413円)		3,133円 (261円)		2,450円 (204円)	
	引上げ率			6.2%	2割軽減	5.9%	5割軽減	6.3%	5割軽減	6.0%
200万円	年税額	世帯	262,000円	282,000円	306,100円	327,600円	336,700円	359,190円	332,600円	354,900円
	増加額		20,000円 (1,667円)		21,500円 (1,792円)		22,490円 (1,874円)		22,300円 (1,858円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	262,000円	282,000円	153,050円	163,800円	112,233円	119,730円	83,150円	88,725円
	増加額		20,000円 (1,667円)		10,750円 (896円)		7,497円 (625円)		5,575円 (465円)	
	引上げ率			7.6%		7.0%		6.7%	2割軽減	6.7%
300万円	年税額	世帯	378,000円	409,000円	422,100円	454,600円	452,700円	486,100円	483,300円	517,600円
	増加額		31,000円 (2,583円)		32,500円 (2,708円)		33,400円 (2,783円)		34,300円 (2,858円)	
	年税額	世帯員1人当たりの平均	378,000円	409,000円	211,050円	227,300円	150,900円	162,033円	120,825円	129,400円
	増加額		31,000円 (2,583円)		16,250円 (1,354円)		11,133円 (928円)		8,575円 (715円)	
	引上げ率			8.2%		7.7%		7.4%		7.1%

県内20市との比較

見附市のみ、改正後の税率で計算

H27年度もH26年度と同額の法定外繰入があったと仮定した場合の順位

市名	H27 1人あたり国保税(料)	順位
燕市	110,972円	1
南魚沼市	110,022円	2
三条市	108,753円	3
新発田市	107,639円	4
新潟市	105,317円	5
佐渡市	104,480円	6
五泉市	104,285円	7
長岡市	103,225円	8
魚沼市	100,534円	9
上越市	99,329円	10
十日町市	97,418円	11
小千谷市	96,986円	12
胎内市	95,803円	13
糸魚川市	94,810円	14
阿賀野市	94,647円	15
加茂市	94,295円	16
村上市	94,051円	17
妙高市	91,883円	18
見附市	91,334円	19
柏崎市	90,607円	20
市平均	99,820円	

市名	① H27 1人あたり国保税(料)	順位	② H26 1人あたり法定外繰入額	本来賦課額(推定) ①+②	順位	H27.3.31現在被保険者数	H26 法定外繰入(保険料抑制対策等)	H28改正予定
新潟市	105,317円	5	6,663円	111,980円	4	186,677人	1,243,900千円	
長岡市	103,225円	8	6,688円	109,913円	6	61,543人	411,655千円	有
上越市	99,329円	10	0円	99,329円	13	43,093人	0千円	
三条市	108,753円	3	2,686円	111,439円	5	23,198人	62,327千円	有
柏崎市	90,607円	20	8,022円	98,629円	14	19,948人	160,031千円	
新発田市	107,639円	4	0円	107,639円	8	24,209人	0千円	
小千谷市	96,986円	12	2,697円	99,683円	12	8,881人	23,955千円	
加茂市	94,295円	17	0円	94,295円	19	7,054人	0千円	有
見附市	※ 改正後税率による 96,069円	13	0円	96,069円	16	9,185人	0千円	有
村上市	94,051円	18	0円	94,051円	20	15,934人	0千円	
糸魚川市	94,810円	15	0円	94,810円	18	10,481人	0千円	有
妙高市	91,883円	19	10,026円	101,909円	11	8,157人	81,785千円	
五泉市	104,285円	7	2,494円	106,779円	9	13,337人	33,263千円	
阿賀野市	94,647円	16	9,021円	103,668円	10	11,085人	100,000千円	
佐渡市	104,480円	6	3,625円	108,105円	7	16,551人	60,000千円	有
魚沼市	100,534円	9	20,193円	120,727円	1	9,904人	200,000千円	
南魚沼市	110,022円	2	8,356円	118,378円	2	15,556人	130,000千円	
十日町市	97,418円	11	0円	97,418円	15	14,598人	0千円	
胎内市	95,803円	14	0円	95,803円	17	7,687人	0千円	
燕市	110,972円	1	1,054円	112,026円	3	18,963人	20,000千円	有
市平均	100,056円			104,132円				

※ 平成27年度1人当たり国保税(料)は、本算定時の調定額から算出。

法定外繰入 : 本来、保険税で賄うべき支出の一部を一般会計からの繰入金で賄うこと。

被保険者の所得の状況

市 名	所得合計額	平成26年9月末 被保険者数	1人当たり 所得額	順位
南魚沼市	9,882,207千円	15,805人	625千円	1
新潟市	115,590,267千円	190,321人	607千円	2
糸魚川市	6,316,321千円	10,637人	594千円	3
上越市	25,380,711千円	44,031人	576千円	4
燕市	10,793,994千円	19,398人	556千円	5
長岡市	34,646,708千円	62,835人	551千円	6
魚沼市	5,507,386千円	10,006人	550千円	7
阿賀野市	6,120,162千円	11,312人	541千円	8
三条市	12,797,154千円	23,682人	540千円	9
十日町市	8,024,964千円	15,003人	535千円	10
新発田市	13,067,027千円	24,659人	530千円	11
見附市	4,974,604千円	9,424人	528千円	12
小千谷市	4,751,079千円	9,052人	525千円	13
胎内市	4,044,574千円	7,804人	518千円	14
柏崎市	10,343,038千円	20,340人	509千円	15
妙高市	4,129,733千円	8,165人	506千円	16
村上市	7,885,627千円	16,250人	485千円	17
五泉市	6,528,075千円	13,586人	481千円	18
加茂市	3,419,229千円	7,204人	475千円	19
佐渡市	7,219,281千円	16,823人	429千円	20

平成26年度 国保実態調査より